

洛西NTアクションプログラム推進会議規約

(名称)

第1条 この会は、洛西NTアクションプログラム推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、隣接地域とも連携した洛西ニュータウンの活性化に向けて、「洛西ニュータウンアクションプログラム（以下「プログラム」という。）」の進行管理などを行うことにより、プログラムに位置付けた各取組の推進を図ることを目的とする。

(委員の構成)

第3条 推進会議は、洛西ニュータウン地域における自治団体等（以下「地域住民団体等」という。）、地域活動団体、地域事業者及び大学、行政関係機関を代表する者等で構成する。

(取り組む内容)

第4条 推進会議は、第2条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) プログラムの進行管理、情報共有
- (2) 各取組や取組主体の連携促進
- (3) 地域における新たな取組主体の発掘、育成

(会長の選任等)

第5条 会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(アドバイザー及びオブザーバー)

第6条 推進会議にアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、当面の間、都市計画局都市企画部都市総務課、西京区役所洛西支所地域力推進室、京都市住宅供給公社洛西事業部により構成し、庶務等を行う。

(補助会議)

第8条 推進会議を補助する会議として、運営会議、取組ワーキンググループを設置する。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進会議の開催に必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この規約は、平成29年5月19日から施行する。
- 2 当分の間、この規約の定めにかかわらず、会長は設けないこととし、推進会議の進行については、地域住民団体等及び地域活動団体を代表する者の複数名をもって議長とし、議長がこれを行い、また、推進会議の開催に必要な事項については、議長がこれを定めることとする。